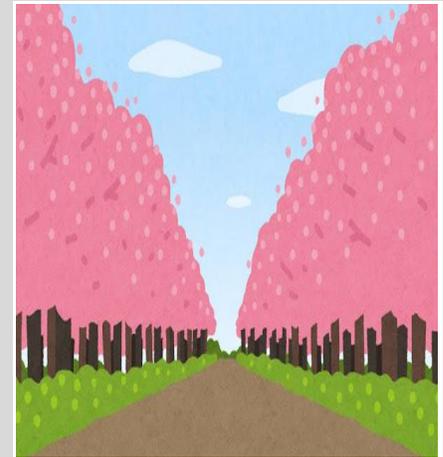
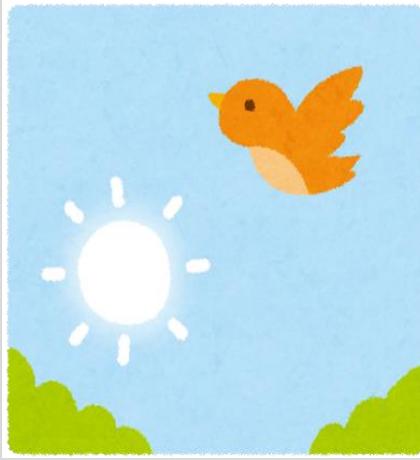


環境アセスメント

— 岩手県環境影響評価条例のあらまし —



岩手県 PR キャラクター
「エコわんこきょうだい」



岩手県 3R 推進キャラクター
「エコロール」

目次

項 目	ページ
岩手県環境影響評価条例の体系について	目次
環境影響評価（環境アセスメント）制度とは	1
岩手県環境影響評価条例の手続の流れ	2
（用語の説明）	3
岩手県環境影響評価条例の対象事業	4
環境影響評価（調査・予測・評価）と環境保全措置の検討	6
環境影響評価への住民参加の機会について	7
Q & A	8

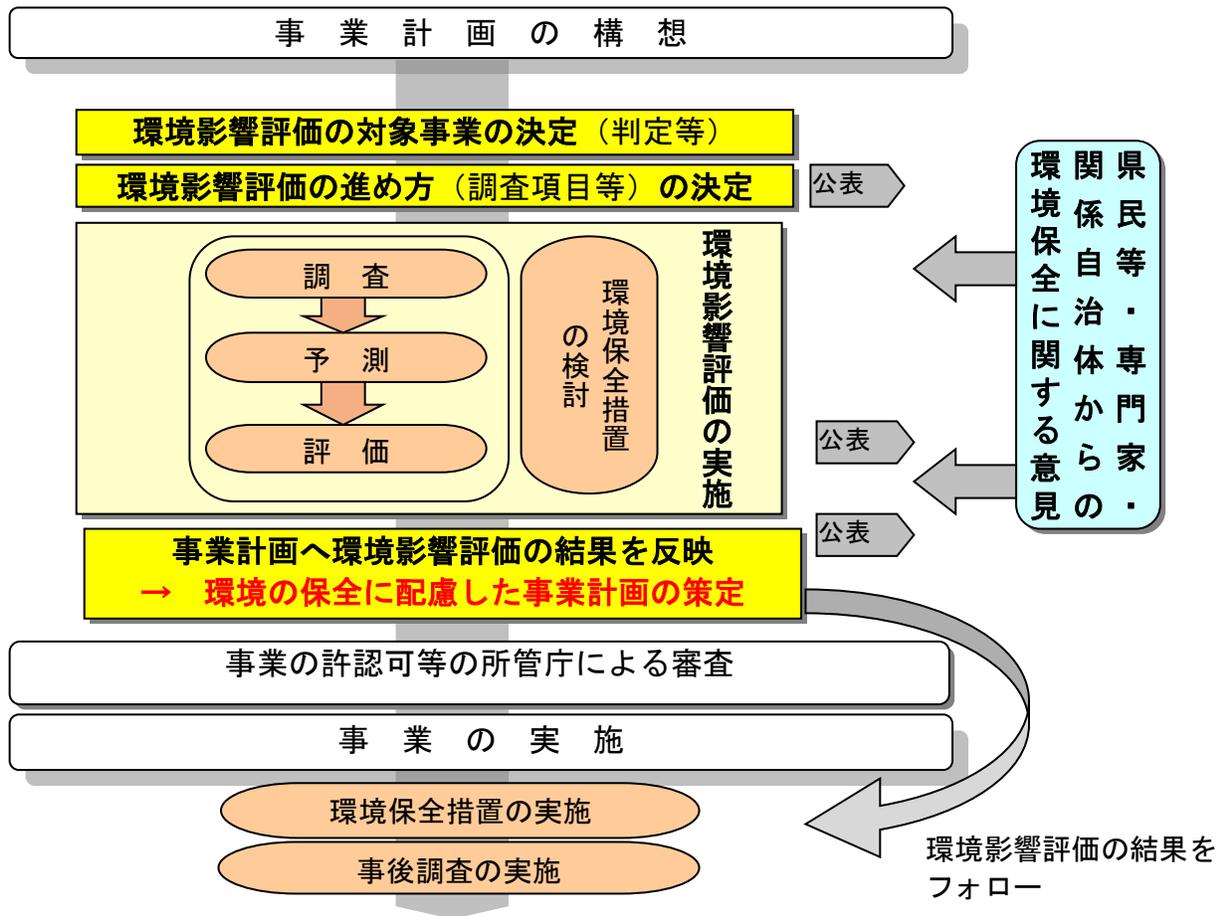
● 岩手県環境影響評価条例の体系について

- (1) 岩手県環境影響評価条例（平成10年7月15日岩手県条例第42号）
環境影響評価の手続の流れや対象事業の種類等を定めています。
- (2) 岩手県環境影響評価条例施行規則（平成11年1月14日岩手県規則第9号）
環境影響評価の手続の詳細や対象事業の規模等を定めています。
- (3) 第2種事業の判定の基準の要件（平成11年1月14日岩手県告示第19号の2）
条例では、環境影響評価の手続を必須とする第1種事業と、同手続の要否を個別に判定する第2種事業とを定めており、その判定の基準要件を定めています。
- (4) 岩手県環境影響評価技術指針（平成11年1月14日岩手県告示第19号の3）
既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他の環境影響評価を行うために必要な技術的事項に関する指針を定めています。

● 環境影響評価（環境アセスメント）制度とは

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、大規模な開発事業などを行う場合に、あらかじめ、その事業の実施が、周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、県民や知事・市町村長などの意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げ、環境への影響をできるだけ少なくするための手続の仕組みの事です。

岩手県では、平成10年に「岩手県環境影響評価条例」を制定して、県としての環境影響評価の仕組みを定め、平成11年6月12日から全面施行しています。



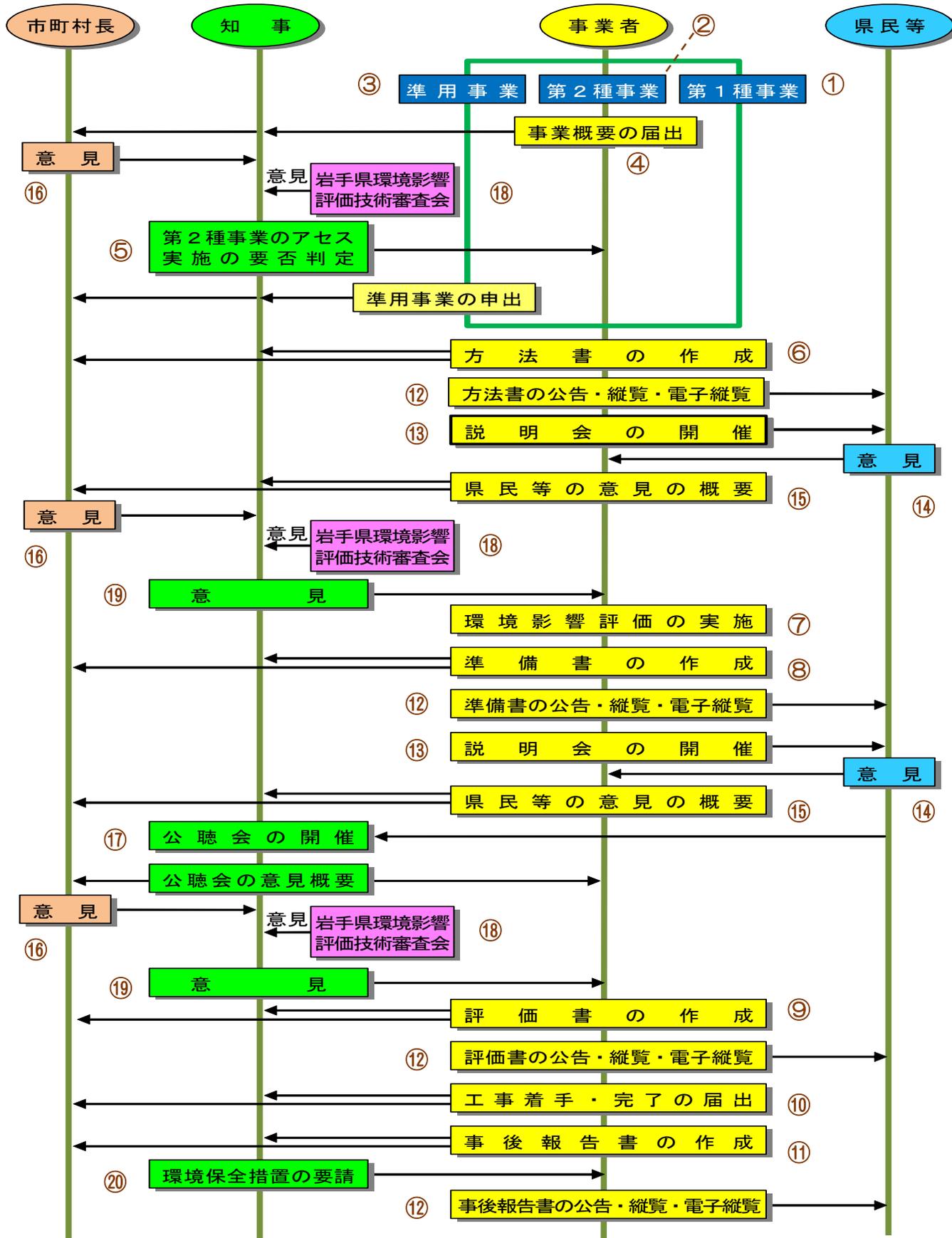
【環境影響評価の実施により期待される効果（メリット）】
 環境影響評価手続が適切に実施されることにより、環境保全の観点のみならず地域住民、事業者それぞれにとって、次のような効果（メリット）が期待されます。

地域の環境保全にとっては・・・
 客観的、科学的な視点で環境配慮がなされた、より良い事業となることが期待されます。

地域住民にとっては・・・
 住民説明会や環境影響評価図書（事業者が実施した環境影響評価の情報が記載された文書）の縦覧の機会を通じて、事業者に対し意見を直接述べるすることができます。

事業者にとっては・・・
 事業者は、住民説明会等の機会を通じて得た地域住民からの意見を事業計画に反映させることで、事業に対する住民の理解を得て、より円滑に事業を進めていくことが可能となります。
 また、手続を通じて、文献調査では分からない地域の環境情報を専門家はもとより地域住民から得ることで、より環境に配慮した事業計画に見直すなど、地域と協働して環境づくりを行うことが可能となります。

岩手県環境影響評価条例の手続の流れ



①第1種事業

規模が大きく、環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるものとして、必ず環境影響評価の手続を実施する一定規模以上の事業。

②第2種事業

第1種事業に準ずる規模を有する事業又は環境の保全上特に配慮が必要と認められる地域において実施される事業であって、環境影響評価の手続を実施する必要があるかどうかを個別に知事が判定（スクリーニング）する事業。

③準用事業

第1種事業及び第2種事業に満たない規模の事業であって、事業者の申し出により環境影響評価を実施する事業。

④(第2種事業)

事業概要の届出

第2種事業に該当する場合に、実施する事業の種類及び規模、実施区域その他所定の事項を記載した概要書を事業者が作成し、知事に書面で届出します。

⑤第2種事業のアセス実施の要否判定

知事は、岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴いた上で環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうか判定を行います。

環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある旨の判定であった場合、事業者は方法書以降の手続を実施します。

⑥(環境影響評価)方法書

実施する事業に係る環境影響評価について、評価項目及び調査・予測・評価方法を定めた計画書。事業者が作成し、知事に提出します。

⑦環境影響評価の実施

事業者は岩手県環境影響評価技術指針に基づき調査・予測・評価を実施します。

⑧(環境影響評価)準備書

方法書に基づき実施した調査、予測及び評価の結果を記載した文書（図書）。評価書の案。

事業者が作成し、知事に提出します。

⑨(環境影響評価)評価書

住民や自治体の意見に基づいて準備書の内容に検討を加え、必要な見直しを行って作成した最終文書（図書）。

評価書の公告縦覧を行うまで、事業を実施することはできません。

⑩工事着手・完了の届出

事業者は、対象事業の工事に着手したら速やかに工事着手について知事と関係市町村長に届出します。工事完了後も同様に届出します。

⑪事後報告書(事後調査報告書)

事業者は、評価書に記載した環境保全措置や不確実性のある内容についての措置について、実施状況を記載した文書（図書）。

事業者が作成し、知事に提出します。

⑫公告・縦覧・電子縦覧

事業者は、作成した方法書（準備書、評価書又は事後報告書（以下「方法書等」という。）の環境影響評価図書を公表（公告）し、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所やウェブサイトなどで、1か月間、だれでも見られるようにします（縦覧）。

⑬説明会

事業者は、方法書等の環境影響評価図書の内容についての理解を深めるために縦覧期間内に説明会を開催します。

⑭(県民等)意見

方法書等の環境影響評価図書の内容に対し、環境保全の見地からの意見のある人はだれでも、事業者に対し意見書を提出することができます。

⑮県民等の意見の概要

事業者は、県民等から提出された意見の概要及びこれらの意見についての事業者の見解を書面にまとめ、知事に送付します。

⑯(市町村長)意見

知事は、事業の実施に伴い、環境に影響を及ぼすおそれのある地域の市町村長から環境の保全の見地からの意見（第2種事業の判定に係る意見の場合は、環境影響評価の手続が行われる必要があるかどうかについての意見とその理由）を求めます。

⑰公聴会の開催

知事は、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要がある場合は、各関係市町村で公聴会を開催することができます。

⑱岩手県環境影響評価技術審査会

知事が方法書や準備書等について意見を述べる際に意見を聴く機関。委員は15名以内の学識経験者で構成されます。

⑲(知事)意見

知事は、方法書等の環境影響評価図書の内容に対する県民等、関係市町村長及び県環境影響評価技術審査会からの意見を踏まえて事業者に対して意見を述べます。

⑳環境保全措置の要請

知事は、事業者から送付のあった事後報告書の内容を踏まえ、環境保全の措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に必要な環境保全措置を講ずることがあります。

● 岩手県環境影響評価条例の対象事業

道路、ごみ焼却施設、鉱物の採掘事業、工場等の17種類の事業で、それぞれ対象となる規模などが定められています。

事業区分	第1種事業	第2種事業
1 道路		
一般国道*	—	4車線以上・長さ5km以上7.5km未満 又は 特別地域で車道の幅3m以上・長さ2km以上
県道、市町村道、農道	4車線以上・長さ10km以上	4車線以上・長さ5km以上10km未満 又は 特別地域で車道の幅3m以上・長さ2km以上
林道(法の対象事業)*	—	幅員6.5m以上・長さ10km以上15km未満 又は 特別地域で車道の幅3m以上・長さ2km以上
林道(法の対象事業以外)	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上で10km以上20km未満 又は 特別地域で車道の幅3m以上・長さ2km以上
2 河川		
ダム(法の対象事業)*	—	50ha以上75ha未満
ダム(法の対象事業以外)	湛水面積100ha以上	50ha(注1)以上100ha未満
堰(法の対象事業)*	—	50ha(注1)以上75ha未満
堰(法の対象事業以外)	湛水面積100ha以上	50ha(注1)以上100ha未満
放水路(法の対象事業)*	—	50ha(注1)以上75ha未満
放水路(法の対象事業以外)	改変面積100ha以上	50ha(注1)以上100ha未満
3 鉄道		
普通鉄道、軌道*	—	長さ5km以上7.5km未満 又は 特別地域で長さ2km以上
鉄道等(懸垂式鉄道、跨座式鉄道、鋼索鉄道、浮上式鉄道、索道)	長さ10km以上	長さ5km以上10km未満 又は 特別地域で長さ2km以上
4 電気工作物		
火力発電所*	—	出力3万kW以上11.25万kW未満
太陽電池発電所*	面積50ha以上(注4)	20ha(注1)以上50ha未満
風力発電所*	出力0.75万kW以上	—
送電線	—	特別地域で50万V以上・長さ2km以上
5 廃棄物処理施設		
廃棄物最終処分場*	—	面積5ha以上25ha未満
ごみ処理施設	処理能力4t/時以上	処理能力2t/時以上4t/時未満
し尿処理施設	処理能力4kl/時以上	処理能力2kl/時以上4kl/時未満
産業廃棄物中間処理施設(焼却施設、中和等施設)	焼却能力4t/時以上 又は 処理能力4m ³ /時以上	焼却能力2t/時以上4t/時未満 又は 処理能力2m ³ /時以上4m ³ /時未満
6 土地区画整理事業		
法の対象事業*	—	50ha(注1)以上75ha未満
法の対象事業以外	面積100ha以上	50ha(注1)以上100ha未満
7 新住宅市街地開発事業*		
— 50ha(注1)以上75ha未満		
8 新都市基盤整備事業*		
— 50ha(注1)以上75ha未満		
9 流通業務団地造成事業*		
— 50ha(注1)以上75ha未満		
10 宅地その他の用地の造成事業		
法の対象事業*	—	50ha(注1)以上75ha未満
法の対象事業以外(注2)	面積100ha以上	50ha(注1)以上100ha未満

11 スポーツ・レクリエーション施設 (注3)	面積 100ha 以上	50ha(注1)以上 100ha 未満
12 岩石等の採取	面積 50ha 以上	25ha(特別地域 1ha,普通地域 5ha)以上 50ha 未満
13 鉱物の採掘	面積 100ha 以上	50ha(注1)以上 100ha 未満
14 工場又は事業場 (製造工場、ガス供給業、熱供給業)	排ガス量 20 万 m ³ /時以上又は排水量 1 万 m ³ /日以上(注4)	排ガス量 10 万 m ³ /時以上 20 万 m ³ /時未満 又は排水量 5,000m ³ /日以上 1 万 m ³ /日未満
15 下水道終末処理場	排水量 1 万 m ³ /日以上	排水量 5,000m ³ /日以上 1 万 m ³ /日未満
16 畜産農業施設	排水量 1,000m ³ /日以上	排水量 500m ³ /日以上 1,000m ³ /日未満
17 建築物	高さ 100m 以上 又は 延べ面積 10 万 m ² 以上(注4)	高さ 50m 以上 100m 未満 又は 延べ面積 5 万 m ² 以上 10 万 m ² 未満
18 その他、上記 1 から 17 と類似したものであって規則で定める事業(当面なし)		

- *印は、環境影響評価法(平成9年法律第 81 号)の対象事業に裾出しするもの(下記の枠内の説明を参照)
「特別地域」とは、自然公園法等で特別地域等として指定している地域
「普通地域」とは、自然公園法等で普通地域等として指定している地域
(注1): 特別地域においては 1ha、普通地域においては 10ha
(注2): 住宅団地、工業団地、農用地(草地含む)、石油貯蔵所、自動車テストコース、変電所、水道施設、大規模店舗、駐車場、墓地、競輪場、競馬場、自動車競走場、学校、研究所又は卸売市場の用地造成
(注3): キャンプ場、遊園地、野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、ゴルフ場、スキー場、弓場、乗馬場、植物園、動物園、射撃場、都市公園のいずれかの開発事業、又は、関連施設を含んで一団として行われるこれらの複合事業
(注4): 造成済の工業専用地域に工場等を新設する場合は第2種事業

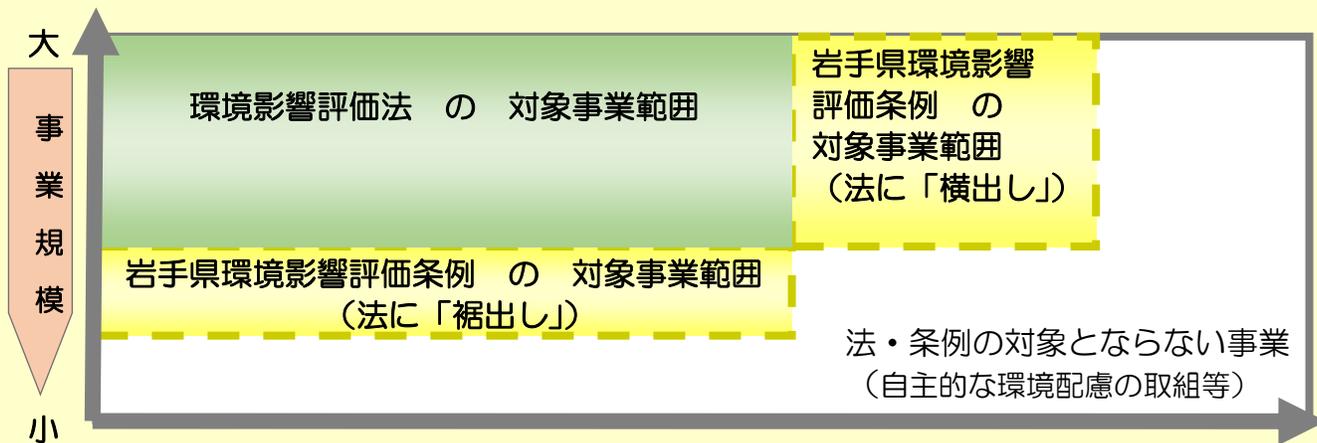
【環境影響評価法と岩手県環境影響評価条例の関係について】

国では平成9年6月に「環境影響評価法」を定めており、同法が対象とする事業については、同法に基づいて手続が行われます。(道路、ダム、鉄道、空港、発電所等の 13 種類の事業が対象です。) 知事は事業者に対して意見を述べる立場になります。

岩手県環境影響評価条例では、法の対象規模未満の事業(いわゆる「裾出し」)や法が対象としていない事業(いわゆる「横出し」)に関する環境影響評価の手続のほか、法に基づき知事が意見を述べる際の諸手続(審査会の意見聴取など)を定めています。

なお、岩手県環境影響評価条例と法の対象事業は重複しません。

また、岩手県環境影響評価条例では、国及び自治体が関与しない民間事業も対象となります。



● 環境影響評価（調査・予測・評価）と環境保全措置の検討

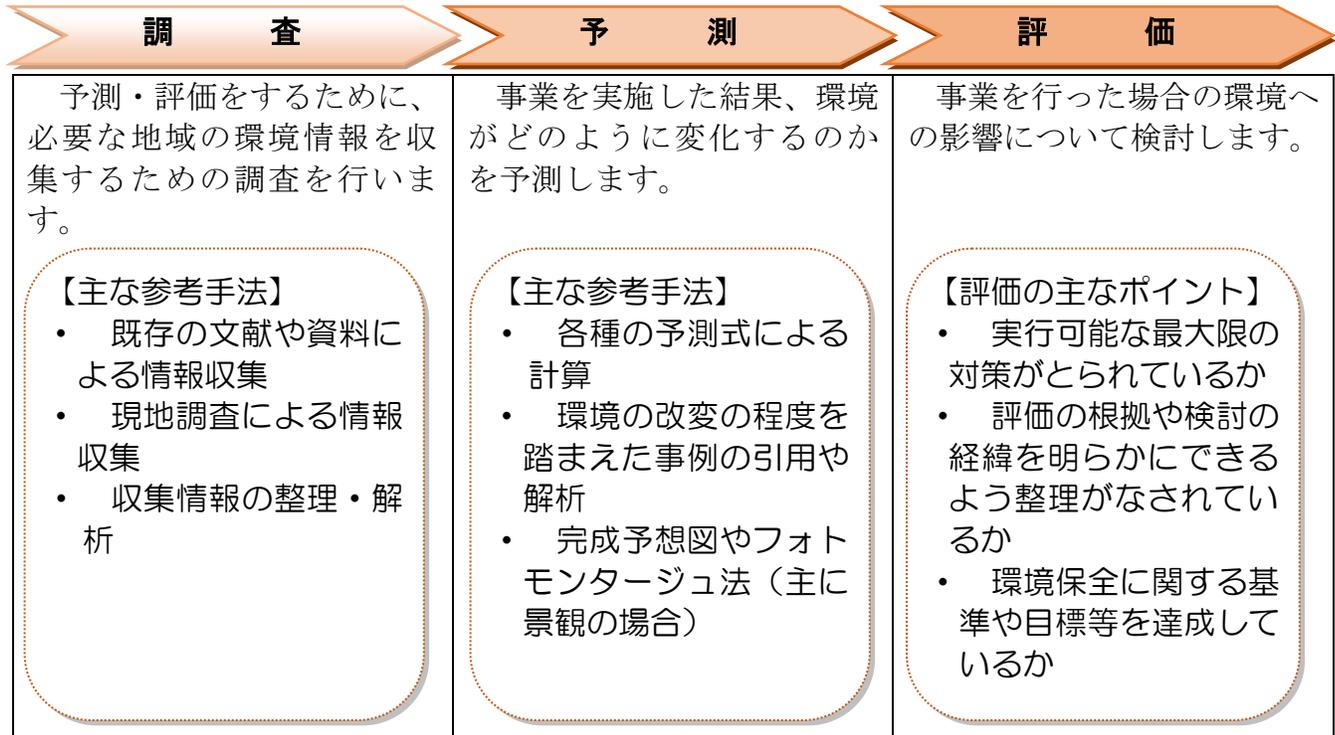
事業者は、実施する事業の事業特性や地域特性、環境影響を及ぼすおそれがある要因等を踏まえて以下の環境影響評価の項目の中から必要な項目を選定の上、調査・予測・評価を実施します。

また、調査及び予測の結果を踏まえて、事業が環境に与える影響（環境負荷）をできる限り回避・低減するための実行可能な対策（環境保全措置）を検討し、これらの対策を実施した場合における環境影響について、総合的に評価します。

環境影響評価の項目・調査手法の選定や環境保全措置の検討する際の留意点等は「岩手県環境影響評価技術指針」を参照してください。

環境影響評価の項目

自然的構成要素に関する項目	大気環境（大気質、騒音、振動、悪臭）、 水環境（水質、地下水位等）、 その他の環境（地形及び地質、地盤、土壌、 日照障害、電波障害、反射光）
生物の多様性の確保・自然環境の体系的保全に関する項目	動物、植物、生態系
人と自然との豊かなふれあいの確保に関する項目	景観、人と自然とのふれあいの活動の場
環境への負荷の量に関する項目	廃棄物等、温室効果ガス等



● 環境影響評価への住民参加の機会について

環境影響評価制度では、事業者が方法書等の環境影響評価図書の内容について地域住民の理解を深めるため、以下のような地域住民とのコミュニケーションの機会を設ける仕組みを定めています。

実施期間や実施場所、実施方法等の具体的な情報は、事業者が新聞や事業者のウェブサイト（ホームページ）、市町村の広報等を活用して案内（公告）をします。

地域の生活環境・自然環境の保全についての有用な情報等は、事業者が環境の保全に配慮した事業計画等を検討する上で貴重な情報となります。県民の皆様の御参加・御協力をお願いします。

環境影響評価図書の公表	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が環境影響評価図書の内容を公表し、希望する人はだれでも閲覧できます。 公告の日から1か月間実施されます。 図書の縦覧場所は、事業者の事務所や県・市町村の庁舎内が活用されることが一般的です。また、事業者のウェブサイト（ホームページ）等インターネットを利用して閲覧することもできます。 実施期間や実施場所については、10 ページに記載の岩手県公式ホームページでも御案内します。
説明会	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価図書の内容について、事業者が説明を行います。 事業者は、開催予定日の1週間前までに日時や場所等の開催情報を公告します。 環境影響評価図書の縦覧期間中に対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内等で開催されます。
意見の募集	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全の見地からの意見を有する場合は、事業者に対し意見書により意見を述べることができます。 期間は、環境影響評価図書縦覧公告の日から縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間です。 事業者において配意の対象となる意見は、環境の保全の見地からの意見です。 単に賛成や反対を述べるだけの意見は、対象となりませんので御注意ください。





【Q1】 環境アセスメントの実施者は誰になるのですか。県が実施するのですか。

環境アセスメントは、対象事業を実施しようとする事業者が行います。環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を行おうとする者が、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適当であるためです。また、事業者が事業計画を策定する段階で、環境影響について、評価・予測・評価を行い、環境保全対策の検討も一体的に行うことで、その結果を事業計画のほか、工事施工段階及び施設供用時の環境配慮等にも反映しやすくなるためです。

【Q2】 環境アセスメントの手続にはどのぐらいの期間がかかりますか。

3年から4年程度が一般的ですが、実施する事業の特性や事業実施予定地の地域特性等に
応じて、必要となる調査項目や調査手法が異なることから、事業によって様々です。

**【Q3】 第2種事業はどのような目的があって設けているのですか。
第1種事業の手続との違いは何ですか。**

開発事業の内容によっては、事業の規模が小さくても、環境に大きな影響を及ぼす場合があるため、第2種事業の区分を設定しています。(例えば、希少な動植物の生息地・生育地の近隣で事業が行われる場合や、大気汚染物質が多く発生するような事業、同種の他施設が一体的に建設されることにより全体で大きな環境影響が予想されるような施設等が考えられます。)

第1種事業は、必ず環境アセスメントを行う事業となっていますが、第2種事業は、第1種事業に準じる大きさの事業について、環境アセスメントを行うかどうかを個別に判定することにしています。(「スクリーニング」の手続とも呼ばれています。)

【Q4】 環境アセスメントは事業を規制するための制度ですか。

環境アセスメントは、例えば一定の環境基準や目標を設定し、これらの基準等が達成されているかどうかをチェックすることを目的とした、いわゆる「規制」の制度や、事業の許認可等の手続のように事業自体の実施可否についての審査とは異なるものですが、事業者が実施すべき環境影響調査の項目や手法、あるいは、県民の皆様や関係自治体、各分野の有識者との意見交換など、一連の手続の流れを定めることにより、できる限り環境負荷を回避・低減する視点で計画を策定するよう事業者に促す制度です。

【Q5】 東日本大震災からの復興事業は、環境アセスメントの対象となるのですか。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害（東日本大震災）からの復興事業のうち、次の事業については、当分の間、岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の適用を除外します。

- ・ 普通鉄道の建設又は普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業（5 km以上 7.5 km未満）
- ・ 土地区画整理事業（50ha 以上 75ha 未満）
- ・ 住宅団地等の用地造成事業（50ha 以上 75ha 未満）

【Q6】 太陽光発電所の設置工事は、いつから対象事業に加えられたのですか。

太陽光発電所（太陽電池発電所）については、令和 2 年 4 月 1 日から対象となりました。対象敷地面積の算定に当たっては「太陽光パネル」だけでなく、「事務所」、「受変電設備」、「残地森林」などの敷地も含みます。

なお、下記(1)又は(2)の事業については、改正後の規則は適用しません。（ただし、下記に該当する場合であっても、令和 2 年 4 月 1 日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更その他これに類する変更のみをして実施されるものに限ります。）

- (1) 施行日前に電気事業法第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可を受け、又は第 48 条第 1 項の規定による届出をした事業
- (2) 施行日前に次に掲げる許可及び届出のうち当該事業に要する全ての許可を受け、又は届出をした事業
 - ア 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可
 - イ 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可
 - ウ 自然公園法第 20 条第 3 項の規定による許可又は同法第 33 条第 1 項の規定による届出
 - エ 宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文又は第 12 条第 1 項本文の規定による許可
 - オ 都市計画法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 35 条の 2 第 1 項の規定による許可
 - カ 自然環境保全法第 25 条第 4 項の規定による許可又は同法第 28 条第 1 項の規定による届出
 - キ 県立自然公園条例第 10 条第 4 項の規定による許可又は同条例第 12 条第 1 項の規定による届出
 - ク 岩手県自然環境保全条例第 15 条第 4 項の規定による許可又は同条例第 17 条第 1 項の規定による届出

環境影響評価手続の適用除外に該当する場合でも、事前に事業内容の確認が必要となります。詳しくは 10 ページ記載の担当まで御連絡ください。

【Q7】 風力発電所の設置工事は、いつから対象事業に加えられたのですか。

風力発電所については、令和4年10月1日から対象となりました。

なお、下記(1)又は(2)の事業については、改正後の規則は適用しません。

- (1) 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第283号。以下「改正政令」という。）附則第2条に規定する事業
- (2) 改正政令附則第3条第1項に規定する手続未着手事業であって同項若しくは改正政令附則第4条第1項の規定による届出又は改正政令附則第3条第5項若しくは第4条第2項の規定による通知が行われたもの

環境影響評価手続の適用除外に該当する場合でも、事前に事業内容の確認が必要となります。詳しくは下記担当まで御連絡ください。

このリーフレットは、制度の概略を記載したものです。環境影響評価制度の詳細、事例、手続の進捗状況等は岩手県公式ホームページを御覧ください。

○「環境影響評価」のページ

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/hyoka/index.html>

【担当】 岩手県環境生活部環境保全課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 （岩手県庁 11階）

電話 019-629-5268（直通） / F A X 019-629-5364

E-mail AC0002@pref.iwate.jp

令和4年11月更新